

# 仁木町定住促進住宅改修補助金 申請手順

## 申請者

## 仁木町

### 事前相談

申請を希望する方は事前相談してください。

着工後の場合、  
交付不可なので  
注意!!!

### 計画書の提出

#### 提出書類

- ・新築住宅取得等計画書 (別記様式第1号)
- ・入居予定者全員の住民票
- ・位置図、平面図及び立面図
- ・工事請負契約書 (写)
- ・その他町長が必要と認める書類  
(合併処理浄化槽の設置をする場合に限り、浄化槽の見積書 (写))

赤 ■ …町の様式に記入してもらうもの  
青 ■ …用意してもらうもの  
緑 ■ …移住者がいる場合用意してもらうもの

着工前に申請

### 計画書の受理・審査

計画書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

### 改修工事

住宅の改修開始

### 計画確認通知

住宅改修に係る計画の適否を申請者へ通知

### 完成

改修工事の完成

### 交付申請書の提出

#### 提出書類

- ・交付申請書 (別記様式第3号)
- ・誓約書 (別記様式第4号)
- ・世帯全員の市町村税の滞納のない証明書  
※申請する年の前年1月1日時点で仁木町に住民票がない人に限る
- ・入居者全員の住民票
- ・土地及び家屋の全部事項証明書
- ・補助対象住宅の写真  
(改修前と改修後がわかる写真)
- ・領収書等支出したことがわかる書類の写し
- ・検査済証又はそれに代わる証明書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

赤 ■ …町の様式に記入してもらうもの  
青 ■ …用意してもらうもの  
紫 ■ …該当する場合用意してもらうもの

### 交付申請書の受理・審査

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

### 交付決定通知

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

### 実績報告書の提出

#### 提出書類

- ・実績報告書
- ・その他町長が必要と認めるもの

### 額の確定通知

額が確定後、申請者へ通知

### 事業完了

補助事業が終了となります。

### 補助金の入金

額が確定後入金処理

※実績報告書の受理から約2か月後に入金

お問い合わせ先：仁木町役場企画課未来創生係

TEL：0135-32-3953

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp